



# 高齢福祉に関する計画へ ご意見・ご提案をお寄せください

あんしんすこやかセンターイメージキャラクター  
あんすこ君

住み慣れた地域で  
支えあい、  
自分らしく安心して  
暮らし続けられる  
地域社会の実現

問① 高齢福祉課  
☎03-5432-2768② 介護予防・地域支援課  
☎03-5432-2954

FAX いずれも本号4面参照

世田谷区の人口は93万人を超え、7月時点で65歳以上の高齢化率は約20.77%となりました。就労や地域活動などを通じて社会を「支える側」として活躍される方も増えてきている一方で、軽度の方まで含めると5万人を超える認知症高齢者の方がいるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、高齢福祉に関する大切な2つの計画、「第10期高齢・介護計画(素案)」「第3期認知症とともに生きる希望計画(素案)」をとりまとめました。

皆さんからの幅広いご意見をお待ちしています。

世田谷区長  
のぶと  
保坂展人

世田谷区ではこれまで、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢化の進展を踏まえつつ、高齢者の知識や経験、主体性を尊重しながら、住民同士の支えあいや区民、地域活動団体、事業者との「参加と協働」のもと「地域包括ケアシステム」の推進により、健康寿命の延伸、参加と活動の促進、介護・福祉サービスの確保に取り組んできました。

また、国に先駆けて、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症施策を総合的に進めています。

これらの計画を新たに策定するにあたり、計画素案についてパブリックコメントを実施します。より良い計画とするため、ぜひ、皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。

## 計画の位置付け

### ① 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(高齢・介護計画)

策定根拠/老人福祉法、介護保険法 計画期間/3年間

### ② 世田谷区認知症とともに生きる希望計画

策定根拠/共生社会の実現を推進するための認知症基本法  
世田谷区認知症とともに生きる希望条例

計画期間/3年間